

「指定介護予防通所介護及び第一号通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第4572001032号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所介護及び第一号通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 博愛
(2) 法人所在地 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋763-1
(3) 電話番号 0983-35-3465
(4) 代表者氏名 代表取締役 是澤 恭子

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護事業及び第一号通所介護事業所
平成30年4月1日指定 宮崎県4572001032号

(2) 事業所の目的

1. 要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (3) 事業所の名称 デイサービス ほおのき
(4) 事業所の所在地 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋763-1
(5) 電話番号 0983-35-3465
(6) 事業所長(管理者) 大山 広美
(7) 当事業所の運営方針 事業所の目的の(2)
(8) 利用定員 16人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 高鍋町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月曜日から日曜日まで
定休日	年末年始(12月29日～1月3日まで)
受付時間	月～日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～日 9時00分～17時00分

* 但し、上記以外で、風水害等により営業を中止する場合がございます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

1. 管理者	兼務	1名
2. 介護職員		1名
3. 生活指導員	兼務	1名
4. 看護職員	兼務	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
管理者	勤務時間 8:30 ~ 17:30
介護職員	勤務時間 8:30 ~ 17:30
生活相談員	勤務時間 8:30 ~ 17:30
看護職員	勤務時間 8:30 ~ 17:30

*上記に定めるものの他、必要がある場合には定員を超え、又はその他職員を置く場合がございます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

①食事

- ・ 食事の準備・介助を行います。
- ・ 基本的に飲食物の持ち込みはお断りしております。

(食事時間) 12:00 ~ 13:00

②送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、高鍋町地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆選択的サービス

運動器機能向上サービス・栄養改善ケアサービス・口腔機能向上サービスの選択的サービスは実施しておりません。

※アクティビティ型の場合

①アクティビティサービス

集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

<サービスの利用頻度>

☆利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

☆ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金 > (契約書第 6 条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証による）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

☆基本サービス（月額）

要支援度 サービス料金	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
要支援1 (17,980円)	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2 (36,210円)	3,621円	7,242円	10,863円
サービス提供体制強化加算 (要支援1 240円) (要支援2 480円)	要支援1 24円 要支援2 48円	要支援1 48円 要支援2 96円	要支援1 72円 要支援2 144円

☆介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)

介護サービス利用料金（自己負担額）の9.0%に相当する金額が加算されます。

尚、食費は介護保険給付対象外ですので、これに含まれません。

(自己負担額の合計) × 9.0% = 介護職員等処遇改善加算の金額

※サービス体制強化加算と介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)は区分支給限度基準額に含まれない費用です。

※負担割合が2割の場合は、自己負担額は基本サービス費に加算料金を加えた合計額の2倍となります。3割の場合は3倍となります。

※ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)②参照)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

食事の準備後に食欲不振・体調不良等で食事ができなかった場合は、昼食代450円頂きますが、体調等考慮し、昼食相当分の代替食を提供いたします。

料金：1回あたり450円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくことがございます。

④ 複写物の交付

当事業所提供以外の複写はご遠慮ください。

必要に応じて費用を負担していただく場合がございます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆契約者の体調不良や状態の改善等により介護通所訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合

二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合

三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 大山 広美

○受付時間 毎週 月曜日 ～ 日曜日

8：30 ～ 17：30

また、苦情受付ボックスをホールに設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

高鍋町役場 健康保険課	所在地	児湯郡高鍋町大字上江 8 4 3 7
	電話番号	0 9 8 3 （ 2 6 ） 2 0 0 8
	F A X	0 9 8 3 （ 2 3 ） 6 3 0 3
国民健康保険団体連合会	所在地	宮崎市下原町 2 3 1 - 1
	電話番号	0 9 8 5 （ 3 5 ） 5 3 0 1
	F A X	0 9 8 5 （ 2 5 ） 0 2 6 8
宮崎県社会福祉協議会	所在地	宮崎市下原町 2 2 - 2
	電話番号	0 9 8 5 （ 2 2 ） 3 1 4 5
	F A X	0 9 8 5 （ 2 7 ） 9 0 0 3

7. 個人情報保護について

デイサービスほおのきでは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

8. 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

10. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) デイサービスほおのき内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 当施設が実施する行事に係る次のもの
 - ・ 行事予定表（毎月のお便り）での誕生者紹介及び施設内掲示
 - ・ 行事時の写真撮影及び施設内掲示
- ③ 介護保険事務
- ④ 介護サービスに係る当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 利用登録や利用登録削除の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故等の報告

・当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行ないます。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または破棄の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申し出がある場合には、速やかに対応致します。これらを希望される場合には、こちら **【個人情報担当窓口 電話 0983-35-3465】** までお問合せ下さい。

(4) 苦情の処理

当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

指定介護予防通所介護及び第一号通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 管理者 氏名 大山 広美

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービス及び第一号通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所
(家族代表)

氏名

(続 柄)

指定介護予防通所介護及び第一号通所介護

(デイサービスほおのき) 利用契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第12条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第13条（損害賠償がなされない場合）
第3条（介護予防通所介護計画の決定・変更）	第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（介護保険給付対象外のサービス）	第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第16条（契約者からの中途解約）
第6条（サービス利用料金の支払い）	第17条（契約者からの契約解除）
第7条（利用の中止、変更、追加）	第18条（事業者からの契約解除）
第8条（利用料金の変更）	第19条（精算）
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第9条（事業者及びサービス従事者の義務）	第20条（苦情処理）
第10条（守秘義務等）	第21条（協議事項）
第四章 契約者の義務	
第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

(以下「契約者」という。)と株式会社博愛(以下「事業者」という。)は、契約者がデイサービスほおのき(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される介護予防通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める介護予防通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護予防通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「介護予防通所介護計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(介護予防通所介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の介護予防通所介護計画を作成するものとします。
- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の介護予防訪問介護計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等介護予防サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 4 事業者は、介護予防通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 5 事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、介護予防通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、介護予防通所介護計画を変更するものとします。
- 6 事業者は、介護予防通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する介護予防通所介護サービスを提供するものとします。
- 3 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は介護保険給付対象外の各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要支援状態区分に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後又は介護予防サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 4 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについて、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 6 前項の他、契約者は食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 7 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月までに支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に出すものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防通所介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員等で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第 8 条（利用料金の変更）

- 1 第 6 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 6 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 9 条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 10 条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第 11 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入所した場合
 - 三 契約者に係る介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 7 6 3 - 1

事業者名 デイサービス ほおのき
代表者氏名 株式会社 博愛
代表取締役 是澤 恭子

契約者 住所

氏名

家族及び身元引受人 住所

氏名

（続 柄）